

第 43 号議案

令和元年度

吉田町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,092,487千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和元年9月2日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		70,658	6,015	76,673
	1 地方特例交付金	35,675	△136	35,539
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	34,983	6,151	41,134
10 地方交付税		400,000	△36,734	363,266
	1 地方交付税	400,000	△36,734	363,266
14 国庫支出金		918,532	△18,113	900,419
	1 国庫負担金	646,675	53,590	700,265
	2 国庫補助金	264,217	△71,703	192,514
15 県支出金		751,729	711	752,440
	1 県負担金	315,187	22,134	337,321
	2 県補助金	360,472	△21,423	339,049
18 繰入金		573,711	9,182	582,893
	1 特別会計繰入金	126	9,182	9,308
19 繰越金		200,000	329,359	529,359
	1 繰越金	200,000	329,359	529,359
21 町債		851,800	12,637	864,437
	1 町債	851,800	12,637	864,437
歳 入 合 計		10,789,430	303,057	11,092,487

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		99,686	350	100,036
	1 議会費	99,686	350	100,036
2 総務費		1,462,468	△32,051	1,430,417
	1 総務管理費	1,146,556	△36,708	1,109,848
	2 徴税費	202,100	1,857	203,957
	3 戸籍住民基本台帳費	68,741	2,779	71,520
	4 選挙費	41,690	21	41,711
3 民生費		2,921,606	△29,381	2,892,225
	1 社会福祉費	1,329,268	10,546	1,339,814
	2 児童福祉費	1,592,132	△39,927	1,552,205
4 衛生費		1,643,753	△1,508	1,642,245
	1 保健衛生費	1,643,753	△1,508	1,642,245
6 農林水産業費		219,080	△1,343	217,737
	1 農業費	75,745	△1,366	74,379
	3 水産業費	136,483	23	136,506
7 商工費		319,152	△2,036	317,116
	1 商工費	319,152	△2,036	317,116
8 土木費		1,298,778	△28,502	1,270,276
	1 土木管理費	183,203	△15,918	167,285
	4 都市計画費	818,180	△12,584	805,596
9 消防費		521,529	△1,677	519,852
	1 消防費	521,529	△1,677	519,852

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,094,725	108,511	1,203,236
	1 教育総務費	558,275	15,244	573,519
	2 小学校費	114,059	67,152	181,211
	3 中学校費	67,370	12	67,382
	4 社会教育費	161,074	13,532	174,606
	5 保健体育費	193,947	12,571	206,518
12 公債費		1,072,503	△3,202	1,069,301
	1 公債費	1,072,503	△3,202	1,069,301
13 諸支出金		113,111	293,896	407,007
	2 基金費	113,109	293,896	407,005
歳 出 合 計		10,789,430	303,057	11,092,487

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防指揮車両整備事業	千円 4,300	証書借入	6.0%以内	<p>政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。</p> <p>ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。</p>
自彊小学校校地拡張事業	44,900	〃	<p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	
合 計	49,200			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合体育館空調設備整備事業	千円 7,300	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 9,400	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
臨時財政対策債	300,000	〃	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	261,337	〃	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。